

令和3年5月28日

保護者の皆さまへ

名古屋市

緊急事態宣言の延長に伴う、トワイライトスクール・ルームの利用に関する
お願い

令和3年5月28日、愛知県に対する緊急事態宣言の延長が決定されました。

本市においても、児童福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生し、子どもの感染も拡大しています。

こうした状況を踏まえ、市内での感染拡大防止、特にトワイライトの中での感染拡大防止のため、愛知県に対する緊急事態宣言が解除されるまでの間、ご家庭でお子さまの見守りができる場合は、トワイライトルームの17時以降利用の選択登録をされている方を除き、トワイライトの利用を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

お子さま、保護者の皆さま、また、運営スタッフを感染から守るための大切なお願いとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 期間

令和3年5月28日（金） ～ 愛知県に対する緊急事態宣言が解除される日まで

2 お願いする内容

- 仕事でやすめない等、やむをえない場合を除き、ご家庭でお子さまの見守りができる場合は、トワイライトの利用を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。
- トワイライトルームを利用されている方で、17時以降利用の選択登録をされている方は、「やむをえない場合」に該当するため、通常どおり、ご利用いただけます。

なお、17時以降利用の選択登録をされている方が、利用自粛をされた場合も、利用料の返還はありませんので、ご留意ください。

子ども青少年局放課後事業推進室
電話：972-3229 FAX：972-4119